

○農林水産省令第二十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十七年三月十日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中、「及び第三十九」を
「、第三十九及び第四十五」に改め、同表の五の
項植物の欄中、「及び第三十八」を「、第三十八及
び第四十四」に改め、付表に次のように加える。

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送
され、他の地域を経由しないで輸入されるさ
くらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定
める基準に適合しているもの

四十五 イタリア共和国から発送され、他の地
域を経由しないで輸入されるタロコ種のス
ウイトオレンジの生果実であつて農林水産
大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。